

竹ノ塚駅周辺のまちづくり推進に関する覚書

足立区（以下「甲」という。）、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）及び東武鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、令和4年3月31日付けで締結した「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定」（以下「基本協定」といい、令和7年2月28日付けで締結した「足立区、独立行政法人都市再生機構及び東武鉄道株式会社間の竹ノ塚駅周辺のまちづくりに関する基本協定の一部を変更する協定書」を含むものとする。）第3条に基づき、次のとおりまちづくりの推進に関する覚書（以下「本覚書」という。）を交換する。

（基本方針）

第1条 甲、乙及び丙は、竹ノ塚駅周辺地区の将来像「にぎわい・安心・豊かなみどりでつくる人が主役の竹の塚」を実現するため、互いに誠意をもって連携及び協力する。

（手法、予定区域及び施行予定者）

第2条 甲、乙及び丙は、基本協定第1条に掲げる目的の具現化に向けて、別図の範囲において、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「都再法」という。）に基づく第一種市街地再開発事業（以下「本再開発事業」という。）の施行を検討すること及び検討に当たって乙を本再開発事業の施行予定者としてを確認する。

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、本再開発事業の検討に当たり、再開発事業に関する関係機関の指導を踏まえ関係する都市計画手続等を推進するため相互に協力するものとする。

2 甲は、本再開発事業に必要な都市計画に係る行政手続を担うとともに、次に掲げる事項について検討のうえ、乙と協議するものとする。

（1）本再開発事業で一体的に整備する公共施設である竹ノ塚駅東口交通広場に係る都再法第121条に規定する公共施設管理者の負担金の負担

（2）本再開発事業の詳細等を踏まえた都再法第120条に規定する分担金の負担

（3）竹の塚エリアの公益施設のあり方及びそれを踏まえた本再開発事業で整備する施設建築物における公益施設の必要性と機能

3 乙は、本再開発事業の施行予定者として、甲及び丙と連携しながら関係機関との協議を行い、都市計画案の作成支援及び事業計画案の作成等を行う。

4 丙は、本再開発事業の施行予定区域内の権利者として、本再開発事業の推進に協力する。

(協議)

第4条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙及び丙で協議するものとする。

本覚書交換の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和7年10月9日

甲 足立区

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長 近 藤 弥 生

乙 独立行政法人都市再生機構

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 西 野 健 介

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井 添 清 治

丙 東武鉄道株式会社

東京都墨田区押上一丁目1番2号

常務執行役員

生活サービス創造本部長 岩 瀬 豊

第一種市街地再開発事業予定区域

